

## 金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1 改正の趣旨

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例の一部を改正し、特定金澤町家の登録、金澤町家保全活用推進区域の指定、金澤町家の除却等に係る届出等に関する規定を整備する予定です。

このことに伴い、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則の一部を改正し、金澤町家に係る行為の届出に必要な届出書の様式、届出の適用除外その他必要な事項を定めます。

### 2 改正の内容

条例の一部改正に伴い、以下の事項を規則に追加します。

#### (1) 届出書の様式等

金澤町家について、申請が必要な行為（増築、改築、移転、除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）をしようとする場合に必要な届出書の様式等を定めます。

#### (2) 届出の適用除外

通常管理行為、軽易な行為など、届出が適用除外となる事項を定めます。

#### (3) 金澤町家保全活用推進区域の指定に関する規定

金澤町家保全活用推進区域の指定の案に関する公告、縦覧、意見書の提出に関する規定を定めます。

### 3 施行期日

平成31年4月1日（予定）